# 秋田市医師会立秋田看護学校入学試験の実施等に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校入学試験の実施に関する規程の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校学則（以下「学則」という。）第11条第２項の規定に基づき、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）における入学者の選考その他入学試験の実施方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学試験の種別）

第２条　入学試験の種別は、高校推薦入学試験、社会人入学試験及び一般入学試験とする。

２　一般入学試験は、前期、中期及び後期に分けて実施することができるものとする。

（高校推薦入学試験の受験資格）

第３条　高校推薦入学試験を受験できる者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であって、調査書による評定平均値が3.2以上であり、かつ、入学試験に合格した場合に入学を確約できるもの（当該高等学校等の長が責任をもって推薦できる者に限る。）とする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を入学試験日の属する年度の３月末日に卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者であって、入学試験日の属する年度の３月末日に卒業又は修了見込みのもの

（社会人入学試験）

第３条の２　社会人経験者であって、入学試験に合格した場合に入学を確約できるものは、社会人入学試験を受験することができる。

（一般入学試験の受験資格）

第４条　一般入学試験を受験できる者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校等を卒業した者又は入学試験日の属する年度の３月末日に高等学校等を卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第183条の規定により高等学校等を卒業した者に準ずる学力があると認められる者であって、既に卒業等をしたもの又は入学試験日の属する年度の３月末日に卒業等見込みのもの

（出願期間、定員等）

第５条　入学試験ごとの出願期間、配分定員及び入学手続期間については、学校長が学生募集要項で年度ごとに定める。

２　入学試験は、学校で行うものとする。

（入学志願時の提出書類）

第６条　入学を志願する者は、学則第10条第１項の規定に基づき、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 入学願書　１通（顔写真を貼付すること。）

(2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は入学資格を有することを証明する書類で学校長が定めるもの　１通

(3) 高等学校又は中等教育学校の長が発行する調査書又は最終学校の長が発行する調査書　１通

(4) 履歴書　１通（裏面に受験料が納付済であることを証する受験料振込書〈出願用〉を貼付すること。）

(5) 自己推薦書　１通

(6) 受験票　１通（推薦入学試験又は前期・後期入学試験から受験の種別を選び、顔写真を貼付すること。）

２　卒業後の経過年数により前項第３号に規定する調査書の発行ができないときは、その旨の学校長が発行する証明書（書式は自由）を卒業証明書に添付するものとする。

３　推薦入学試験に出願しようとする者であって、社会人推薦枠で受験しようとするものは、第１項に掲げる書類のほか、医療機関の長の作成による推薦書（以下「推薦書」という。）を提出するものとする。

（受験票の交付）

第７条　前条第１項に規定する入学願書及び添付書類を提出し受験料を納入した者に対し、受験番号を付番した受験票を送付する。

（推薦入学試験の選考方法）

第８条　推薦入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うものとする。

(1) 小論文試験　論理的思考力、説得力、文章力等の有無（次条第２項において同じ。）

(2) 面接試験　学校在学生として及び将来的に看護師として求められる人物像（次条において同じ。）

(3) 調査書　高校生活における学業成績、活動状況等（次条において同じ。）

(4) 自己推薦書　看護師を目指す動機、意志の強さ等（次条において同じ。）

(5) 社会人推薦枠にあっては推薦書　他者評価による人物像

２　調査書、自己推薦書及び社会人推薦枠の場合に提出する推薦書は、面接試験における参考資料とする。

（一般入学試験における選考方法）

第９条　前期一般入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うものとする。

(1) 学科試験　現代の国語、数学Ⅰ及び英語の試験による基礎学力の有無

(2) 面接試験

(3) 調査書及び自己推薦書（面接試験における参考資料とするもの。次項及び第３項において同じ。）

２　中期一般入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うものとする。

(1) 小論文試験

(2) 面接試験

(3) 調査書及び自己推薦書

３　後期一般入学試験における選考は、次の方法及び観点に従い行うもの

とする。

(1) 現代の国語

(2) 面接試験

(3) 調査書及び自己推薦書

（入学試験委員会）

第10条　入学試験を適正かつ公平に実施し合否を判定するため、学則第25条第１項第２号の入学試験委員会を設置する。

２　前項の入学試験委員会に関する事項については、別に定める。

（合格発表）

第11条　各入学試験の合格発表は、入学試験日の翌日から起算して５日以内に、学校内の掲示場への掲示及びホームページ上での公表により行うものとする。

２　前項の規定による掲示場への掲示は７日間、ホームページ上での公表は３日間行うものとする。

（合格通知）

第12条　第11条条第１項の合格者には合格通知書、同条第２項の補欠合格者には補欠合格通知書を、学校長名で送付するものとする。

２　前項の合格通知書は様式第１号、補欠合格通知書は様式第２号によるものとする。

（補欠合格者の取扱い）

第13条　現に合格通知書を送付した者の中に入学辞退者が出たとき又は入学辞退者が出る蓋然性が高いと認められるときは、成績順に補欠合格者に対し電話連絡をし、繰り上げて合格した旨を通知するものとする。

２　補欠合格者に対しては、あらかじめ補欠合格者としての順位、繰上合格の時期等を知らせてはならない。

（転入学の取扱い）

第14条　転入学を希望する者があった場合における入学試験の実施方法については、この規程を準用するものとする。

（委任）

第15条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和元年７月11日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年11月13日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年12月12日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第13条関係）

# 合　格　通　知　書

受験番号

氏　　名

あなたは、　　年度秋田市医師会立秋田看護学校　　入学試験において、本校看護学科に合格したので、通知します。

年　　月　　日

秋田市医師会立秋田看護学校

学校長　　湊　　元　志

様式第２号（第13条関係）

# 補　欠　合　格　通　知　書

受験番号

氏　　名

あなたは、　　年度秋田市医師会立秋田看護学校　　入学試験において、本校看護学科に補欠合格したので、通知します。

年　　月　　日

秋田市医師会立秋田看護学校

学 校 長　　湊　　元　志